

41. 那覇市議会議員提案条例等に係る市民意見の募集に関する要綱

平成 27 年 1 月 22 日
議 長 決 裁

改正 令和 4 年 10 月 17 日 議長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会(以下「議会」という。)の議員が提案する条例等(以下「議員提案条例等」という。)の制定に当たり、議会が、議員提案条例等の内容等必要な事項を公表し、広く市民の意見、情報、専門的知識等(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うことにより、議会の意思形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の議会への積極的参画を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市民」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 本市に対して納税義務を有する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 市内に通勤又は通学する者

(意見等募集の対象)

第 3 条 意見等を募集する対象は、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる議員提案条例等の制定、策定、改定又は改廃とする。ただし、法令に基づくもの、迅速性又は緊急性を要するもの及び軽微なもの並びに手数料等の金額に関する条項については、この限りでない。

(公表の時期と意見等の募集期間)

第 4 条 議会は、議員提案条例等について意思決定を行う前に必要な事項を公表し、広く市民から意見等を求めるものとする。

2 意見等の募集期間は、3 週間とする。ただし、特段の事情がある場合は期間を変更することができる。

(意見等を募集する要領の公表)

第5条 議会は、次に掲げる事項を記載した議員提案条例等に対する意見等を募集する要領を公表し、市民に意見等を求めるものとする。

- (1) 議員提案条例等の案件名及び概要
- (2) 意見等の提出先、提出方法及び募集期間

2 前項の要領には、次に掲げるものを添付するものとする。

- (1) 議員提案条例等の素案
- (2) 議員提案条例等を立案する趣旨、目的、背景その他の市民が意見等を提出するに当たり参考になるとと思われる資料

3 第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 議会ホームページへの掲載
- (2) 市政情報センター及び議会事務局での縦覧又は配布

4 議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、他の方法により公表に努めるものとする。

(意見等の受理方法)

第6条 意見等の受理は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 電子メール
- (2) 議長が指定する場所への書面の提出
- (3) 郵便
- (4) ファクシミリ
- (5) 録音テープ又は点字
- (6) その他議長が必要と認める方法

2 意見等を提出する市民は、住所、氏名及び電話その他連絡方法を明示するものとする。

(意見等の活用)

第7条 議会は、市民から提出された意見等を十分考慮して、議員提案条例等について意思決定を行うものとする。

(意見等の処理方法)

第8条 議長は、前条の規定により議員提案条例等について意思決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する議会の考え方並びに議員提案条例等の素案を修正した場合の当該修正の内容を速やかに公表するものとする。この場合において、市民から提出された意見等に対する個別の回答は行わな

いものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する議会の考え方をまとめて公表する。

- 2 議長は、提出された意見等のうち、原案と関係のないもの又は第三者をひぼう中傷するものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 3 第5条第3項の規定は、第1項に規定する公表について準用する。

付 則（平成27年1月22日議長決裁）

この要綱は、平成27年1月22日から施行する。

付 則（令和4年10月17日議長決裁）

この要綱は、令和4年10月17日から施行する。

[改正履歴]

○ 令和4年10月17日

執行部の「那覇市民意見提出制度（パブリックコメント制度）に関する要綱」には「市民意見提出の対象」が規定されているのに対し、市議会の要綱には当該対象は規定されていないため市民意見を募集する案件かどうかの判断が不明確となっていた。執行部の要綱との整合性を図る観点から、意見等を募集する対象を明記する整備を行う。

要綱の改正については、令和4(2022)年9月29日に開催された議会運営委員会にて協議し、承認されている。